

第七十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 八 号

昭和四十九年二月十九日(火曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君

理事 村田敬次郎君

理事 愛野興一郎君

理事 龜山 孝一君

理事 武藤 嘉文君

理事 渡辺 紘三君

理事 山田 芳治君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

自治 大臣 町村 金五君

出席政府委員

自治省行政局長 林 忠雄君

委員外の出席者

環境庁水質保全 山村 勝美君

農林省農畜課長 本宮 義一君

農林省畜産課長 白根 亨君

農林省食品流通 倉地 貞三君

農林省振興課長 渡辺 武君

水産庁漁政部 芝田 照夫君

水産庁海洋漁業 榎本慎太郎君

水産庁研究開発 松村 克之君

資源エネルギー 緒方 喜祐君

庁石油部精製流 日原 正雄君

自治省行政局地 城整備課長

自治省行政委員会 調査室長

二月十八日

自治体病院の振興に関する請願(井出一太郎君紹介)(第二二三号)

同(中村茂君紹介)(第二三四号)

は本委員会に付託された。

本日(十八日)に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特

別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二九号)

○伊能委員長 これより会議を開きます。

この際、連合審査会開会申入れの件について

おはかりいたします。

ただいま運輸委員会において審査中の公共用飛

行場周辺における航空機騒音による障害の防止等

に関する法律の一部を改正する法律案について、

運輸委員会に連合審査会開会の申し入れをいたし

たいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきまして

は、両委員長協議の上決定し、公報をもって告知ら

せたいと存じますので、御了承願います。

○伊能委員長 内閣提出にかかる奄美群島振興特

別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を

改正する法律案を議題といたします。

本案について補足説明を求めます。林行政局

長。

○林(忠)政府委員 奄美群島振興特別措置法及び

小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律

案の提案理由につきましては、さきに自治大臣か

ら御説明いたしましたとおりであります。法律

案の内容等につきまして、補足して御説明申し上

げます。

まず、第一条は、奄美群島振興特別措置法の一

部改正であります。

その一は、法律の題名を奄美群島振興開発特別

措置法に改めて、従来の「振興」を「振興開発」と

することにより、より前向きな施策であることを

明らかにするとともに、目的の規定を振興開発の
考え方に即して改めようとするものであります。
その二は、「振興計画」を「振興開発計画」に
改め、計画内容については、生活基盤整備に重点
を置くとともに、新たに自然環境の保護及び公害
の防止に関する事項を加え、また、計画期間につ
いては、昭和四十九年度を初年度として五カ年間
としようとするものであります。
その三は、振興開発計画に基づく事業に要する
経費について、国の負担または補助の割合の特例
規定を整備するとともに、別表を改め、同表に定
める国の負担または補助の割合の範囲について必
要な改正を行なうとするものであります。
その四は、昭和四十九年度から、振興開発計画
に基づく事業の実施については、従来の自治省で
直接執行する方式を改め、それぞれの事業を所管
する各省庁において行なうこととし、それに伴
い、指揮監督等についての規定を整理しようとし
るものであります。
その五は、「奄美群島振興信用基金」を「奄美
群島振興開発基金」に改称するとともに、基金の
業務内容を拡大し、新たに奄美群島における産業
の振興開発のために必要な事業として、政令で定
める事業についての貸し付けを基金の業務に加え
ようとするものであります。
その六は、この法律の有効期限を昭和五十四年
三月三十一日まで延長しようとするものでありま

す。

その他、法律の題名変更等に伴い、所要の規定

の整備を行なうものであります。

次に、第二条は、小笠原諸島復興特別措置法の

一部改正であります。

その一は、復興計画の計画期間を、現行の五カ

年から十カ年に改めようとするものであります。

その二は、この法律の有効期限を昭和五十四年

三月三十一日まで延長しようとするものでありま

す。

以上が、改正法の本則についての説明でござい

ますが、改正法附則については、この法律は昭和

四十九年四月一日から施行することとしたしてお

ります。ただし、奄美群島振興特別措置法及び小

笠原諸島復興特別措置法のそれぞれの有効期限に

関する改正規定は、公布の日から施行することと

いたしております。また、この法律の施行に伴う

経過措置及び関係法律の規定を整備しようとする

ものであります。

次に、新しく策定することとなる奄美群島振興

開発計画及び小笠原諸島復興計画の基本的な考え

方について、若干御説明申し上げたいと思いま

す。

まず、奄美群島については、昭和二十八年十二

月に本土に復帰して以来二十年間にわたり、復興

事業、振興事業を実施し、総事業費六百四十九億

円、国費三百三十七億円をもって、道路、港湾等

の交通施設、生活環境施設、文教施設等の各種基

盤施設の整備事業と主要産業の育成振興等をは

かってまいりました。

その結果、復帰当時の荒廃した諸施設の状況と

極度に疲弊した経済状態からようやく立ち上り、

直り、サトウキビと大島つむぎを中心として産業

の振興により、郡民所得の水準も、鹿児島県の一

人当たり県民所得の水準に比較して昭和四十六年

度は八七・一%にまで到達しております。

しかしながら、群島の実質的生活水準はなお本土との間に格差があるものと見られること、本土から数百キロメートルも離れた外海離島であり、台風、季節風も多い等の特殊な自然的条件を有していること、沖縄とともに広大な海域にまたがる亜熱帯地域としての特性を生かし、今後わが国経済社会の発展と国民福祉の向上に寄与し得る発展可能性を有していること等から、今後とも特別措置を継続し、積極的な社会開発と産業振興を進めていく必要があるものと考えております。

このような見地に立つて、今回特別措置法の有効期限を延長し、新しい総合的な振興開発計画の策定をはかっているところであります。

この計画の原案は、鹿児島県知事が作成することになっておりますが、県においては現在検討中で、いまだ成案を見るには至っておりません。が、現在のところ、次のような諸点を計画の基本方向とする構想で検討が進められているところであります。

その第一点としては、明るく住みよい地域社会を建設すること。第二点は、亜熱帯の自然的特性を生かした産業の振興をはかること。第三点は、亜熱帯の海洋性の美しい自然と特色ある文化を生かし、海洋性レクリエーション地帯の形成を促進すること。

以上のような基本方向により、奄美群島の潜在的発展可能性を活用して、国民経済社会の発展に寄与し得るよう積極的な振興開発を進めてまいりたい所存であります。

次に、小笠原諸島については、昭和四十三年六月本土に復帰して以来、復興計画を策定し、これに基づき五カ年間の事業費九十四億円、国費六十二億円をもって復興事業を実施してまいりましたが、事業の着手自体がおくれた上、まず必要な港湾整備にあっても、不発弾処理に不測の日数を要したこと、輸送力が乏しいため、資材、労働力も不足したこと、台風、季節風が多く、また予期しない洪水のため工事用水にもこと欠き工事の実施がおくれたこと、土地所有関係が複雑で、公図も不

備であり、用地買収等に困難が大きかったこと等のために計画の実施が大幅におくれております。また、計画のおくれたこともあって、旧島民の帰島が当初の見込みに比べ大幅におくれ、計画最終年度末の常住人口約九百人、うち旧島民の帰島者は千三百人の見込みに対し、昭和四十八年十二月一日現在で常住人口千二百四十三人、うち旧島民の帰島者は五百五十八人という状況であります。

このようなことから、計画残事業が多額にのぼっており、また、復帰後五年を経過し、わが国社会経済の変化に伴い、小笠原諸島についても均衡ある発展をはかるため、生活基盤、産業基盤の整備を推進するとともに、自然保護等の新しい事業を実施する必要があると考えております。以上の見地から、特別措置法を延長し、復興計画の改定を行なおうとするものであります。

○伊能委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。保岡興治君。

○保岡委員 このたび、奄美大島の過去の二十年間の国の特別措置に引き続いて五カ年の特別措置を継続することになって、その関係の法案が上程されることになりましたことについて、地元を代表して政府並びに関係者の努力に心から感謝を申し上げます。

そこで、この機会に若干の質問をさせていただきます。さきに大臣からこの法案の提案理由の説明があり、いままた林行政局長のほうから補足説明もございしましたが、この法に基づいて作成される振興開発計画というものが、今後の奄美大島の特別措置の内容をきめる非常に重要な意味を持っていると思います。そういう意味で、基本的な考え方については一応の御説明をちょうだいしたわけでありまして、自衛省、国のはうで具体的にどのような施策を講じていくことにより、御説明の基

本方針を具体化するおつもりであるか、お示しをいただければと思う次第でございます。

○町村国務大臣 計画の原案につきましては、ただいま行政局長が申し上げましたように、鹿児島県知事が作成をするということに相なっております。であります。現在県において鋭意検討中のところでありまして、計画の目標といたしましては、奄美群島の特性とその発展の可能性をできるだけ生かしながら、自然環境の保全をはかりつつ積極的な社会開発と産業振興を進めまして、本土との今日現存している種々の格差をできるだけ是正をいたし、住みよい地域社会を実現をしたい。と同時に、あわせて奄美群島自身が今後わが国全体の国民福祉の向上にも寄与できるというような発展をぜひ遂げるようにしたい。これが現在の計画の目標として、きわめて抽象的なお答えではございますけれども、そういうことを念願ではございます。今回の計画を策定するというところに相なるものと考えておるわけであります。

○保岡委員 その改定計画は大体いつごろまでに作成することになるのか、その辺のところを林行政局長に伺いたいと思います。

○林(忠)政府委員 もちろん法案が通つてのこととございしますが、この奄美の振興に関しては、おそらく与野党とも、いままでのいろいろなお話でも非常に好意を持っていただいておりますので、予定どおりに実施ができるものと考えております。それを旨としまして、現在もうすでに県では鋭意検討中でございます。大体年度内にはその検討には必要な作業を終え、新年度早々この計画の原案はきまるといふように県からも聞いております。それに従つてできるだけ早く手続を進めて、計画を確定してまいりますよう私たちも努力をいたしたいと思っております。

○保岡委員 いま鋭意検討中であるというお答えを得て、たいへん力強く思いましたが、すでに計画の最後の詰めの段階に入つておるといふふうに考えられるところから、自治省でも県とかなり具

体的なところまで詰めておられるのではないかとふうに思います。

そういう観点から、法の第二条の各項について、大臣が先ほどお示しをいただいた基本構想を、さらに内容の明らかなにできる分についてはお示しをいただいて御説明をいただければと思います。まず、一号の道路、港湾、空港等の交通施設の整備という点に關してお尋ねをしたいわけであり

ますが、先ほど大臣が基本構想の中でお示しになりました奄美大島の発展可能性というものは、何といつても隔絶外海離島という悪条件を持つてゐる奄美大島にとっては、交通基盤の整備と本土とのできるだけ近い強力な結びつきというものが前提であります。そういう意味でこの施策が非常に重要であるという点から、どういった構想を持つておられるか、お話をちょうだいできればと思います。

○林(忠)政府委員 全体として具体的なその中身を現在鋭意検討中と申し上げましたとおりでございます。したがって、個々の事業箇所とか事業量については、まだ御説明を申し上げる段階には至っておりません。しかし、御説のとおり、交通体系の整備というのはいさあ地理的な地位におります奄美群島にとって、これは何にも増して最も先に考えなければならぬ重大な事項と考える次第でございます。

そこで、この計画につきましても、道路、それから港湾、さらに空港、これらについてはやはり重点的に考えてまいらなければならない事柄であらうと思ひますが、まず道路につきましても、住民生活の広域化と輸送需要の増大に対処しまして、今後やはり舗装を重点に置いていくべきものと考へております。前の振興計画の段階で新設、改良までは相当進みましたけれども、何と申しまして一番基本的な舗装というもののつきましてもまだ十分でない、これはやはり一番重点的に考えるべきものと考えております。県でもおそらくその方向で事業の内容をいろいろ検討してまいつておるところと想像しております。

それから次に港湾でございますが、これもまあ地理的な地位におきましては、船舶による物資の輸送ということが直接島民の生活水準の向上につながる重大な問題でございます。しかも季節風なり台風の多いところでございまして、端的に言えば海が非常に荒れる。一つ荒れてしまつて定期船がしばらく来ないということになりますと、そのことだけでも生活物資に響く。これは全くあそこの特長事情でございますので、そういう時候にかかわらず常時安全に出入港ができるということを目標にしてさらに港湾の整備を続けてまいります。

さらに空港につきましても、これは今日の基本的な交通路線でございます。従来の計画でもやっておりますが、さらに奄美空港の整備あるいは各それぞれの島における空港の整備につきましても、重点的に整備をはかってまいりたい、こう考えております。

なお、具体的な問題につきましても、先ほど申し上げましたようにもう少しと思ひますけれども、この年度内ぐらいには、その計画の個所なり事業量なり——全体の事業量というものは別でございますけれども、少なくとも早急に着手すべき具体的な事業個所の決定というようにすることについては御説明申し上げられる段階にまいると存じます。

○保岡委員 道路については、いまお話をいただいたとおり、舗装が非常におくれておるわけなんです。それで、まあ地域の人々にとっては生活の基本になる道路でございますので、ただいまお話しの内容を徹底的に伸ばすことができるような計画を詰めていただきたいと希望したいと思ひます。

また、港湾につきましても、いまお話しのとおりでございますけれども、特にお願いを申し上げたい点は、復帰以来二十年たった今日、なお沖永良部、与論島の二島については、定期航路の船舶が非常に大きくなり過ぎたという点もあるでしょうけれども、現実にはしきり乗りおりにしている

状況でございます。ところが、四十九年度の予算を今年度政府案として得たわけでありましてけれども、それを見ましても、必ずしもこの一、二年にこのはしきり現象が解消する予算になっていないのではないだろうかという点が懸念されるわけなんです。これだけいろいろ日本の産業基盤が整備される中で、なおこういう取り残された地域があることは非常に問題であるし、先ほど大臣がお話しした基本構想を実現するためにも、まずそういうところを是正していただかなければならないと思うのでありますが、この点についての御努力をいただけるか、その辺のところの御答弁を得たいと思ひます。

○林(忠)政府委員 もちろん、私のほうといたしましては、そういうおっしゃる点に関しましては、だけの努力を払うつもりでございますし、また、この新しい法律で従来の施行のしかたを変えまして、一括計上各省施行という形にいたしました目的の一つにもそれがございまして、各省のそれぞれの専門的知識、優秀な技術をもつてそういうところに取り組んでいただくことを期待もします、また御協力をお願い申し上げる所存でございます。

○保岡委員 次に、通信施設の整備に関する事項について伺ひますけれども、この点については、電話とかあるいはその他の通信施設の整備はもちろんで、この点については基本的なこととございまして、それから御努力をしようだいたいわけでありまして、特にここで御尋ねをしておきたいのは、それと多少はずれるかもしれませんが、民間テレビの誘致でございます。奄美大島はあいう離れた地域にあるものですから、鹿児島県の民間放送が採算ベースでやるといことがなかなか困難であるという事情から、NHKのテレビだけをみんな見ておるとい状況でございます。そういう点から、最近では、民間テレビも文化の一翼を形成して、国民の平等という点からもぜひ島の人たちは見せてもらいたいという強い要望がございまして、この点について自治省でどのようにお考えか、伺ひたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 本土と同じような生活水準、文化的な生活水準を送るという意味で、今日、テレビの果たしております役割りというものは、NHK、民間を問わず、たいへんなものと存じます。したがって、御指摘のように、そういう離れた島嶼で民間テレビを見るのに非常に困難である、ぜひ見せてほしいというお気持ちは、まことに島民皆さんのお気持ちであらうとは考えますが、それに対しては技術的ないろいろな限界その他もございまして、もしそれを克服しようとするばまたたいへん膨大な費用がかかる。その費用が、NHKのような公共放送は別として、どこまで公費なり国費なりでその島民の生活水準向上のためというところで御協力できるかという点について、なお関係方面と十分詰めたければならないと存じますので、それはさらに今後の課題として十分検討させていただきたい。確かに同じような文化的水準を送るという必要性から、これについては熱心に取り組んでみたいと思ひますが、いろいろの意味での制約は、今日ここですぐ気がつかない制約もあるいはあるかということ、さらに研究を続けさせていただきたいと存じます。

○保岡委員 次に、生活環境の施設に関する点について御尋ねをしたいわけでありまして、これもいろいろ御尋ねしたい点があるわけですが、一つ特に御質問をしてみたいと思ひます。それは、奄美大島は十六万という人口をかかえて、しかも非常にたくさん島に五百ぐらいの部落が点在して存在しております。そういうことからいろいろの基準に合致しなかったという点はあるのでしうけれども、最近本土の五、六万の都市におきましても、大体一千二百人から一千五百人入る文化ホールみたいなものがあるわけなんです。ところが奄美大島はこれだけの、先ほど申し上げたような社会環境にありながら、五百人入る公民館が名瀬市に一つあるだけで、あとは小さな集会所がそれぞれの部落にあるかないかといった状況でございます。そういう点から、復帰二十

年たった今日、これからの振興開発の象徴となるような、全部の文化の保存をしたり、あるいは全部の社会活動あるいはその他の政治活動の中心になるような、そういう文化、経済センターというふうなもの、その設立を強く地元が要望しております。そういう点についての御計画をいただけるかどうか、伺ひたいと思ひます。

○町村国務大臣 ただいま、奄美大島の文化センターというふうなものをぜひ復帰二十年にあたりて建設をしたいというお考えであります。将来、群島における文化の振興発展のためには、確かにそういうものが存在することは非常に有意義なことであらうと考えます。したがって、この御提案は私どもとしても確かに検討に十分値するものだとおもうように考えております。ただ、御承知のとおり、こういふものも維持運営、相当に問題があるわけがございますので、そういうことも大体見当はつておく必要があるわけでございます。また、地元負担等の関係もございまして、事業主体を一体どういふふうにするかといったような地元の構想などもひとつよく承りまして、御協議も申し上げ、検討も続けてまいりたい、かように存じておるわけでございます。

○保岡委員 ぜひ実現方、お力添えをいただきたいと思います。

次に、保健衛生施設並びに社会福祉施設の整備に関する事項について御尋ねをいたしますけれども、奄美大島はそういう生活水準が低いという点、あるいは生活環境が悪いという点から無医村が多いというところがございます。しかしながら、点在する部落の人たちにどうして医療の機会を与えなければならぬかということ、各町村は貧しい財源の中から、韓国からお医者さんを頼んだりして、四十万ないし五十万ぐらいの財政負担をくめんいたしまして、お医者さんを雇ってその解消に努力をしております。しかしながら、聞くところによると相当な財政負担で、こういふことについて国が何らかの適切な措置をとっていただかなければならないのではないかと、このことを痛

感するわけであり。いかに医療制度が充実しても、実際お医者さんがないのではその実効は全く確保できないということになります。そういった点からも非常に重要なことだと思いが、どういふふうにしていただけるものか、伺いたいと思います。

○林(忠)政府委員 これも具体的なことは計画の中に盛り込むことになると思います。確かにこの問題、奄美のような地域につきましても非常に重要な問題、人の生命に関する問題でございますが、何をおいてもという問題でございますが、ただ先生、これはひとり奄美だけではなくて、実は自治省として全国的に取り組むべき問題でございます。奄美は確かに一番、海上数百キロメートル離れておりますが、そういう意味では、逆の意味では飛行機も通っているという意味で、あるいはもつと、そういうものも通っていない離島もあつたりいたしました。自治省といたしましては長年実はこの問題に取り組んでまいりましたものでございます。先年私のはうが主張いたしました。自治省大といふものを府県の御協力をつくらせていただきましたのも、そういうものに対する対策の一つのつもりでもございまして、この卒業生でも出るころには、あるいは鹿児島県から自治医大に学んだ方が奄美で医療に従事するというようなこともまた考えられることではないかと思ひます。いずれにせよ、全国の問題でございますが、特にあつた離島については重要な、より緊急度の高い問題と考へ、そういう考への中でこれを処理してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○保岡委員 名瀬市に県立の病院があるわけでありまふけれども、こういった中心地域の医療施設を充実して、あとは広域医療体制というか、ヘリポート等の航空輸送による患者の輸送という方法があるかと思ひますので、御努力をいただければと思ひます。

それから、社会福祉施設に関するところござい

ますけれども、先ほどお話ししたとおり、奄美大島は幾つかの島に分散しております。そういったことから、たとえば老人ホームなどをつくらうとしますと、五十人という規格、それに対応する人口ということから、二つ三つの島を合わせて、その二つ三つの島の二つ三つの島を合わせた施設がつくれない。やはりこういう離島の特殊条件を生かして、基準の緩和というものをやうな、実情に即したものにしたい。なかなかそういった老人ホームに他の島から行くというところがないために、当然その施設の対象になった地域の島でありながら施設を持ち得ないという不合理な結果も出ておる。そういったことを含めて、奄美大島の特殊条件を生かして社会福祉施設の施策を行なつていただきたいと思うのであります。その点について留意していただけるかどうか、伺いたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 基準の緩和というように考へておることは、主管省がございまして、そういった御指摘のような事情を踏まえて、主管省とよく御相談をさせていただきたい。積極的にならうというものにおこたえていたけるような方向で主管省と相談することに努力をさせていただきます。

○保岡委員 第四号の産業振興開発に関する事項については、また後ほど各省でおいでいただいているところで伺うつもりでありますけれども、特に自治省に伺つておきたい点をもう一つ最後に御質問したいと思ひます。

奄美大島は農業所得も非常に低いし、その他の産業もほとんどない。奄美大島の経済をささえておるのは大島つむぎであるといわれるほどでございます。実際に高度成長経済に乗り得たのはこの産業だけで、これがなかったら奄美大島はおそらく経済が相当疲弊してしまつたであらうと思ひられるわけでありまふ。ところが、最近この大島つむぎが、産地が拡大して、あるいは韓国に技術が流出して、韓国の低賃金でつむぎが織られて、それが逆輸入されておる等の事情も加わつて、非常に

不振をきためる様相を呈しているわけでありまふ。そういった意味で、この大島つむぎの振興というのは奄美の経済にとつてきつて重大なことでありまふ。ついでこの間も名瀬市で四千人くらいの方が一カ所に集まりまして、この島の宝であり生命であるつむぎを守ろうという決起大会を開いて、国に施策を要求するという運動をやつております。そういった観点から、特にこの点については自治省においても特段の御努力をいただきたいわけでありまふが、その点について自治省に、つむぎ振興の基本的な方針という点から伺いたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 確かに大島つむぎは奄美にとつては一つの希望の灯という気がいたします。生活環境基盤、それから道路、交通その他、幾らそういったほうの整備を進めましても、それ自体では郡民所得は上がらないわけ、何らかの形で郡民所得を上げ、生活水準を本土並みに進めるためには何らかの産業を導入しなければならぬ。ところが、各種の産業については、立地条件、それから運賃のコストその他いろいろの制約がございまして、ほんとうに奄美に導入して郡民所得を上げるための産業というところ、これはいろいろ知恵をしぼつて考へるべきでありますけれども、当面そのつむぎというところに重点を置くことが最も早道であり、また地元の方々の望まれるところでもあると考へる次第でございます。

そこで、おそろしく今度の計画の中にもこのつむぎについては相当重要な項目がございまして、それに対して重点が置かれる、そういう原案がまた県からも出てくるというところも予想しております。来年度予算でも、奄美の振興のうちにつむぎに関する工費養成所の補助その他も計上されておりますし、それから基金からの融資措置も十分になされと思ひますが、さらに今後、いま御指摘になりましたような他との競争の激化とか、あるいは地元の技術を持している方々がだんだん少なくなつてくるというふうなむずかしい条件もございまして、これを克服して、この大島つむぎを

地元の方の郡民所得を上げるための主役、と申しますと、なんでしょうか、大きなシェアを受け持つものとして振興してまいるよう、いろいろ補助なり事業なりを今後考へてまいりたい、以上のように考へております。

○保岡委員 こまかい施策について伺いたいのではありませんけれども、その点については、大島つむぎを主対象とする伝統産業振興法案というものが商工委員会の方でこれから議員立法により提案され、審議される予定でございますので、そこでまた伺うことにしまして、先に進みたいと思ひます。

次に、基本的な姿勢、自治省の意気込みというものも大体わかつたわけでありまふけれども、この法案の有効期限について伺つてみたいと思ひます。当初、自治大臣に私が去年御質問を申し上げた際には、地元が期限を十年にしてほしいということでも要望を上げて、自治大臣もそれに努力するといふお答えを得ておるわけでありまふ。これは、離島振興法がついて二年くらい前に十年の延長をされた。そして一昨年、沖縄の振興開発特別立法が十年という期限で行なわれた。この離島とそれから沖縄の中間に奄美大島を隔置させてはならないという配慮で、ぜひこれとの権衡上十年の措置を行なつてもらいたい、こういう理由であつたと思ひわけでありまふけれども、これが今度五年というところになつておる。この辺について、まず自治省としてどのように考へておるか、伺いたいと思ひます。

○町村国務大臣 今度のこの有効期限をさらに五年間延長をいたしましたという理由につきましては、御承知のように、最近のわが国は非常に変動の激しい社会でございます。五年よりも長期にわたる予測を行なつて必要な事業を確立していかうことにはかなりの困難があるのではないかと。いま、他の振興法で十年といったような計画を立てたものがあるという御指摘でございますが、確かにそのとおりでありまふが、しかし一面、道路、港湾、漁港といったような基本的な公

共事業は大体五年という事に相なっておるの
ありまして、これまでの奄美群島の復興計画なり
あるいは振興計画も当初は五年でスタートしたわ
けでございますので、今回の振興開発計画につき
ましても、やはり五年間の目標を立てて、これを
達成するために力をあがるといことが適当であ
ろう、かように考えたのでございます。もちろん、
この振興開発計画をこの五年で打ち切つてしま
うという考えでは必ずしもないわけでありまし
て、将来、五年を経過いたしました時点で、十分
に目的を達成し得ないという場合におきまして
は、その時点でさらに再検討をするということ
もとより当然のことであろう、こう考えておる
わけでありす。

○保岡委員 大臣御指摘のとおり、従来、五年、
五年で二十年間、四回にわたって法改正をして
特別措置を継続してきた事情もある点から、特別
措置という目標をできるだけ短期間に限って具
体的に強力に推進する、五年で見直していくとい
う機会を持つという意味では、確かに一つの重要
な理由があるのだらうと思ひます。要は、地元とし
て十年の希望があったのは、先ほど申し上げたよ
うな関係で、沖縄、離島との間に隔たらないよう
に、特に沖縄との関係で、一衣帯水の間にある沖
縄との関係は、地理的、歴史的、経済的、社会的
に非常に一体性を持つて居る地域でありますから、
振興がともに不均衡になったのではお互いの
発展のためにならない、そういった点から十年、
それと肩を並べてという希望でございす。そう
いった意味から、五年たつてあらためて見直し
して、目的を達していないか、あるいは周辺の沖
縄その他の離島の状況等を見てさらに特別措置の
継続が必要である場合には、あらためて前向きに
検討していただきたいと思ひ次第でございす。

次に、先ほど林行政局長からお話がありました
けれども、奄美に現存する産業構造というものは
きわめて弱体なものでございす。そういった観
点から、奄美大島の所得格差というものは国民平
均の四九・一％程度になっているわけでありま

す。そういうことから、どういうふうにしたらこ
ういった生活水準の格差を具体的に解消できるの
か、奄美大島の郡民の所得が上がつていくのかと
いう点について施策が要求されるわけでありま
す。単に産業基盤整備の充実とか、そういった点
だけでは必ずしも実効性があがらない。何か具体
的な産業立地条件にかなう経済の構造というもの
を確立しなければならぬというものが、今度の五
年間の特別措置の最大の目標でなければならぬ
と思ひわけでありす。そういった点から、こ
の格差をいかにしたら解消できるか、その点につ
いて伺いたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、基盤整備のみでは所得格差が埋まらない。ど
うしても新しい産業、まあ新しくなくてもよろ
しうございすけれども、大島つむぎあるいは
サトウキビといった現在の産業も大いに振興を
し、それによつて所得を向上させていくという努
力、これももちろん怠つてはいけません。しか
し、確かにあつていふ地理的条件に於て現在の状
況を考えると、そのみではとても本土との所得
格差を埋めるといふことは至らないことは、ど
なたが見ても明瞭かと存じます。やはり新たな
産業の立地というのを見込まなければならぬ。

この新たな産業の立地というのをどういうものを
見込むかという点について、実はこれからの知
恵の出どころだと存じます。県民のほうでもその
点鋭意検討して居ると思ひますけれども、さりと
てあつていふ地域で、十五万人程度の人口規模、こ
ういふところには、たとえば大規模な産業とい
うようなことは必ずしも適当ではないかもしれな
いし、むしろかきしめられぬ。しかし、あつてい
ふ地理的地位を生かして、観光とかそういう方面に
新たな活路を見出す、これらも十分考えられなけ
ればならぬと存じます。こういうものについて
はまさにこれから知恵の出どころでございまし
て、われわれも一生懸命それを考える、地方の方
もいろいろ知恵を出していただき、思ひつきでも
何でもけっこうでございす、いろいろな課題を

出していただきまして、検討をしてみたいとい
存じておる次第でございす。

一方、所得格差のほかに実質的な生活水準の格
差というものが、これはたとへば水道をよくする、
道路をよくする、交通体系をよくするといふよう
なこと、あるいは交通体系を整備することによつ
て輸送費が軽減されれば、奄美における消費生活
の、物価といふ点から、経費も下がるといふこ
と、そういう方面の各種の施設、社会基盤整備と
いふものもなおざりにはいけませんと思ひます
ので、両々相まちまして、この計画の目標のよう
に、できるだけ本土との格差を縮めていくといふ
ことに努力を続けてまいりたい。ひとつ十分お知
恵を拝借したいし、私たちも考えてみたいといふ
ことに尽きると存じます。

○保岡委員 とつて、こういふ切実な地元の
苦悩というものが一つの憂うべき事実を生んでお
るのであります。というのは、産業を誘致する
その公害が問題になってくるのです。いま奄美大
島の枝手久島というところに石油の精製基地をつ
くる計画が検討されております。進出予定は東亜
燃料株式会社という企業であります。これが現
在具体的な立地計画に必要な調査をして居るよう
に聞いております。ところがこれに對して、地元
の村はもちろんでありますし、近隣の町村で賛否
両論が沸騰いたしました。そして鋭く対立して、
両派が相対峙してたくさん人間を集めて集會を
開いて、小ぜり合ひをして流血事件を起こすと
か、あるいは絶対阻止をするためにいろいろな物
理的な抵抗の方法について憂うべき計画があつた
と、平和な村が非常な混乱を呈しているやうなこ
とになってきております。そういうことで、やは
りこういった過疎地域の開発といふことはどうし
ても必要で、そこに新たな産業の導入といふこと
が必要でありますけれども、奄美大島のように、美
先ほど大臣の基本計画にもありましたのとおり、美
しい豊かな残された自然といふものは日本人にと
つても数少ない一つの資源であり、奄美にとつ
てはもちろん、いままでも開発がおくれただけに、

残された宝であるといふ点から、これを発展可能
性の橋頭堡にして開発をしていきたいといふ一つ
の大きな基本があるわけなんです。したがつて、
この基本との衝突といふことがこの事件の実態で
あらうと思ひわけでありす。そこで、こういう
点について自治省としてはどのようにお考えであ
られるか、まず基本的なことについて伺いたい
と思ひます。

○林(忠)政府委員 ただいまのお話の問題、私
も聞き及んでおります。昨年の秋、この法案をつ
くりましたための準備のような意味で現地に参りま
したときも、実は両方の派からたいへん差し迫つた
御陳情を受けまして、おまえはどう思ふかといふ
ところまで実は問ひ詰められもしたことでござい
す。確かに、奄美の郡民の生活水準を上げるた
めにはこういう産業を導入するといふことは非常
にプラスになること、これは疑いもない。同時
に、いま先生の御指摘のやうな、残された唯一の
自然の美しさといふものを保護するといふこと、
これもたいへん大切なことでございまして、こま
かいデータその他に基づきまして、最終的には地
元の御意思で御決定なさることと存じます。いま
私がここでいふとか悪いとか言ふやうな立場にも
ございせんし、申し上げる資料も十分持つてお
りません。しかしながら、こういう産業の導入と
いふことについては、いま先生の御おっしゃいま
した、豊かな自然の保護といふことを重要に考え
まして、もしこれを振興開発計画に組み込むなら
ば、この場合はそういう自然をよごさないといふ
確信の持てるやうな対策を十分に盛り込んだ上
ですべきものであらうと考える次第でございす。
おそろく県でも、この振興計画の中にこれを盛り
込むにつきますのは、細心なやうな御注意をお
払いになると存じます。計画が国の段階に上がつ
てまいりました段階でも、私のほうも関係の政府
機関とも十分連絡しまして、盛り込むならば、公
害を起さないういふ保障を安心のいくまでつけ
た上で考えるべきものであらうといふやうに考え
る次第でございす。

○保岡委員 公害が絶対防げるという保障を得て、そういった計画については下からの計画が上がつてくる段階でまた自治省としても配慮するということでございますので、ぜひそうしていただきたいと思うわけですが、この進出を計画されている宇検村という部落であります、この周辺に大和村、それから瀬戸内町という町村があります。これはその周辺が奄美大島の中でも非常にすばらしい自然を持っているところで、この両町村としては観光を一つの立町、立村の基本にしておるわけでありまして、ところが、いまこの両町村には、その基本的な方針はあるが具体的なプロジェクトというものはまだないので、そういった観点から、すぐ周辺の町村でこれだけ大規模な精製基地の建設計画があれば、その地域の人は当然これに対して心配も、対応のしかたというものが戸惑いを感じている面もあるのではないかと思います。そういった意味で、自治省としても、奄美大島の先ほど出てきておる自然を生かした開発基本構想というものを生かすためにも、そこなわないためにも、この隣接町村のこれを具体化するプロジェクトというものの作成にぜひ積極的に協力していただいて、そういう計画の中でこの石油基地の計画というものは位置づけられて、その町村の者が自然を生かした開発に支障がないという、安心をしてみずからの町村のプロジェクトを実行していける、そういうことがきわめて大事なことであらうと思ひます。そういった観点から、その具体的プロジェクトというものを得るまでの間は、その進出計画について慎重な検討が必要であらうと思ひますけれども、そういう点についても自治省に御配慮をいただきたいのでありますが、いかがでございますでしょうか。

○林(忠)政府委員 御説のような点、十分心得ましてこれに対処したいと存じます。
○保岡委員 石油問題の点についてはまた後ほど通産省に伺うことにいたしまして、次に補助率、国の負担について伺いたいと思ひます。

法に定められたものがあるいは政令に定めることになってくるものがありますけれども、ことしの予算でもこの補助率の線に沿って予算案ができております。そこで、この特例を設けた理由、その特例の程度についての合理的な理由等について自治省に伺いたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 今回の法律で別表を設けまして、公共事業あるいはその他の事業につきましては補助率を特記してございます。これは一口に申し上げまして一口にいうか、全体を平均的に申し上げまして、沖繩と離島の中間という感じでございます。中には沖繩並み、十分の十の国庫補助というものもございます。中には離島並みでどまつているものもある。あるいはその途中、沖繩と離島の中間の補助率をきめておるものもございます。全体を平均して大ざっぱにいうとさっき私が申し上げたようなことになるわけでありまして、

では、一体なぜこういう沖繩と離島の中間をとったか。本来沖繩と一体となつて考えるべきではないか。地理的にも沖繩と密接な関係もあり、先ほどの本土と沖繩との間の谷間になつてはいけなというの各政党からの御要望でもあつたわけでございます。沖繩並みにしないかという御疑問は、当然起こると思ひます。しかしこれにつきましては、まず一つには、すでに復帰後二十年たちまして、復帰の当初は現在の沖繩よりもつとていう時代もございましたが、こういう時代もすでに経過いたしました。二十年間とかく国費を續けて投入してきたという点が一つ。それから、しかしそれでも一般の離島よりはるかに距離も遠いし、いろいろな意味で自然的条件はきびしいし、それから郡民の生活水準もなお低いという点も考えまして、一般の離島並みではもちろんいけません。そこで離島と沖繩の中間ということになりました。もう一つには、沖繩には適用を排除しております過疎地域対策緊急措置法あるいはいわゆる辺地のかさ上げ、正式には辺地にかかる公共施設

等の総合整備のための財政上の特別措置、いわゆる辺地のかさ上げでございます、こういうような法律が適用にもなつております、ある程度手厚い保護も与えられて、こういう事情を考慮しまして、関係機関といろいろ相談をいたしまして、沖繩並みのもの、沖繩と離島の中間、ないしは離島並みのもの、それぞれ一つ一つの事業につきまして議論を展開しましてここに落ちついたというのが実態でございます。

○保岡委員 確かに離島の中にも、奄美大島よりは財政力の弱い町村もあるでしょうし、沖繩にも同様な町村があるかと思ひます。しかしながら、特に沖繩と比べた場合、必ずしも劣るともままだという状況でないのが奄美大島の町村の財政力であります。そういった意味から、沖繩よりか低くなつたということについては、やはりこの点のハナデをどこかで奄美の事情に即して国のほうでめんどろを見ていただきたい。そこで、いま林局長がお話しのいろいろな方法があるわけでありまして、その点について、特段の御配慮をいただいていけるようにお願いをしたいと思ひます。

それから、今度の新しい特別措置の方法は、従来自治省だけで予算組み、執行を行なつてきたわけでありまして、今度は各省で予算組みをして自治省で一括計上して、さらに各省で実施をする。専門家の技術あるいは意見というものが十分織り込まれて、さらに施策が充実するであろうという点でございます。その点で新しい制度ができたことはたいへんうれしく思つておるわけでありまして、一方、今度は、一括計上になつたものについては公共事業に限られたわけでありまして、したがって公共事業以外の事業、一括計上外の事業についても、振興開発計画の事業を行なう上で必要なものについては補助率の特例を設ける必要があらうかと思ひますけれども、この点について自治省でどのようにお考えか、またどういふ関係が

○林(忠)政府委員 従来の一括計上一括施行の方

式を、今回、一括計上移しかえ施行に改めたわけでございますが、これはもちろん地元からの強い要望もございましたし、その幾つかのメリットを考へましてこういうふうにした次第でございます。具体的には、それぞれの各省庁の専門家の知識あるいはその専門家の熱意というものが役に立つ、大いに各省に力を入れてやっていただく。それから各省のそれぞれの長期計画との適合性が容易になるとか、いろいろなメリットを考えたいわけでございます。したがって、その一括計上以外に残りました事業についてはやはり問題が生じたわけでございますけれども、今回、計上外につきましては、この改正法においては保育所それから義務教育施設等については補助率の引き上げを規定しておる次第でございます。それからそのほか、サトウキビ振興、ハブ対策、特殊病害虫防除事業等については特別の補助を行なうということになつておりますし、さらに今後出てまいりますその他の事業につきましては、そのつど、所管する省と積極的な姿勢で協議をして、前向きに取り組んでまいりたい。そして公共事業と非公共、一括計上外にされたものと、両々相まって全体の向上をはかつていくということを常に心がけてまいりたいと存じておる次第でございます。

○保岡委員 先ほど話の出たまいりました産業振興という点からも、公共外の事業についても特例が必要だろうと思ひますので、よろしく御願いを申し上げます。

それから次に基金関係のことについて伺いたいと思ひますが、このたび奄美群島振興信用基金が開発基金ということで新しく継続されることになりました。この点についての四十九年度の予算措置、運営の基本的方向についてまず伺いたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 これらの復興計画、振興計画という過程におきましては、やはり当初は道路とか港湾とか基礎施設の整備、公共事業が主体になつてまいりますけれども、だんだんとそういうものの整備が進むにつれて、今度は産業の振

興といふか、郡民の所得の増加に直接お役に立つようなことにだんだん重点が移つてまいりますのは、これ当然なことと存じます。したがって、復興振興時代を経まして今度は振興開発時代になつてまいりました。「開発」という文字を入れたのも、ある程度そういうことに視点を置くということとをそこに表示したつもりでもございます。

それで具体的な施策といまして、この基金につきましても基金の名称も「開発」を入れたわけでございますけれども、この基金につきましても、従来に比べて飛躍的なその機能の拡大をはかるという考え方でございます。具体的には、来年度の予算においては、まず出資は本年度と同額の二千万円そのままでございますが、融資財源に充てる、県を経由する地方債でございますが、これが従来といふか本年度の五倍に当たるものを話をつけてございまして、十億円の借り入れ金、これは国によつて予算措置されておるわけでございます。基金がこれによつて新しい年度の融資計画

——この内容はまだ具体的に検討中でございすけれども、従来よりも業務の幅を拡大いたしまして、たとえば従来考へておられなかつた製糖業に対する融資というふうなことも、あるいは観光連産業資金に対する貸し付けというふうなことも今度の法律改正でできるようにも措置いたしますし、これは具体化してまいると存じます。ですから、基金の機能というものはこの振興開発時代に入りましてますます拡大してまいりたいと思ひますので、今後ともこういう方針を貫いてまいりたいと考えておる次第であります。

○保岡委員 次に、承継債権を出資金にして保証業務が行なわれておるわけでありすけれども、これの不良なものについて減免の措置を従来やつてきております。ところが、この減免後の処理について、地元にはぜひ減資という方法でやつてもらえないかという希望があるわけでありす。この点について、多少小さな問題になりす。自治省のお考えを伺わしていただけたらと思ひます。

○林忠(政府委員) この問題は、確かに問題として御指摘を受けながらまだ解決しておらない問題の一つでございます。減免後の処理についていま御指摘になりました減資という形でやりたいということに對して、現在法律上は、まず積み立て金を取りくずしてこれに充てるということが規定されておる。この規定を変えるべきであるという御意見は確かにございましたが、またそういうことで折衝もいたしましたが、現在まだ十分解決されておりません。さらに現地の実態に即して今後十分検討を続け、折衝を進めてまいりたいと存じております。

○保岡委員 承継債権の回収が従来順調に行なわれてきて、それをもとに保証業務を行なつていたわけでありす。最近はどうも優良債権が少なくなつて、これがなかなかふえない。一方では、昨年来の金融事情の逼迫等のために保証需要が急激に上昇しておるわけでありす。事実、国の制度資金あるいはその他の融資に対する基金の保証業務というものが、融資業務それ以上に非常に重要な役割りを従来果たしてきております。ところが、この保証限度というものが十倍ということになつておるわけでありす。すでにこれにもう差し迫つて二、三千万しかワクがないというふうな昨今の状況のようでございます。そういう意味で、せっかく基金が継続された以上、やはり保証倍率を何らかの方法によつて引き上げるのだければ、基金の存在の半分の理由が失われるというふうになりますので、この点についてどうのうに対処していただけるか、伺ひたいと思ひます。

○林忠(政府委員) この問題はまだ関係当局との間の折衝中でございまして、まだ結論を得ておりませんが、確かに御指摘のとおりもう保証限度一ぱいに近づいておる。そこで、過去の代位弁済率その他を拝見していただきます。これらをもとにしましてさらに折衝を続けて、この保証倍率を引き上げという問題については近々何らかの結論を得たい。確かにこのままでは近々保証限度額外に至つてしまひまして、にっちもさっちもな

らないという状況はよく承知しております。また、その保証倍率の引き上げということは、まだ結論は得ておりませんけれども、十分希望が持てるような感觸を得ております。

○保岡委員 次に、基本的な問題にかかわりますので、先ほどの石油の関係について通産省に伺わせていただきたいと思います。

まず、先ほどお話をしました宇検村に進出予定の五十万バレルの製油所計画であります。これは昨年来の石油事情の変化によつてどのような影響を受けるかという点について伺ひたいわけでありす。まず、一般的に、石油事情が国内の石油精製計画にどのような影響を与えてるか、その点から伺ひたいと思ひます。

○松村説明員 お答えいたします。

昨年の十月十六日のOAPECの原油価格の引き上げ及び次の十七日からの原油の輸出削減という一連の措置によりまして、相当な石油危機が起りまして、ここ、石油二法の制定とその後のその施行ということになつておることは御承知のとおりでございます。その後、石油の輸入が一体どういふふうになつておるか申しますと、現在までのところ、四十八年度の石油の輸入量につきましては、当初予定しておりましたのは三億キロリットル程度でございますが、これに對しまして、実績からいいますと二億八千万程度であらうかというふうに考へるわけでございます。まだ三月分がございすので、はっきりした数字はわからないわけでございます。

それと精製工場との関係でございますけれども、現在のところ、石油業法という法律がございまして、石油業法に基づいて、各社の石油製油所の建設についてはこれを認可制にしておるわけでございます。四十八年度末の石油の精製設備の能力がおよそ五百五十万バレルでございます。その後、四十九年、五十年についてはそれぞれ一昨年許可を与えたわけでございます。昨年の十一月の十三日に石油審議会を開催いたしました。五十二年及び五十二年の石油精製設備につき

まして、約百十三万バレルの許可を与えるべきであるという答申がなされておるわけでございます。しかしながら、現在の原油事情がきわめて不安定でございますので、五十二年及び五十二年の設備については、現在のところ、審議会の答申はございましたけれどもまだ許可はいたしてない、こういう状態でございます。

○保岡委員 そうすると、具体的な製油所の立地許可については、五十二年度までなされておるということでございます。

○松村説明員 昨年の十一月の石油審議会におきまして、五十二年度及び四十二年の分について答申がなされておるわけでございます。

○保岡委員 答申がなされておる。

○松村説明員 さうでございます。

○保岡委員 五十年ずつ石油計画を立てて、審議会の答申を得て、製油計画を具体的に個所をきめていくというふうな聞いておるわけでありすけれども、そうすると四十九年度から四十年分だけが答申に出ておつて、これからきめられることになるわけですか。

○松村説明員 五年といひますのは、石油供給計画はその当該年度を含めて五年間の供給計画をつくるわけでございます。したがつて、四十八年から計算いたしますと四十八、九、五十、五十一、五十二と、この五年間の供給計画をつくつてございす。それで五十二年がその最終年度でございます。最終年度及びその前の五十二年、その二年分についてはまだ許可はいたしてございせんが、審議会の答申はいただいております。こういうこととでございます。

○保岡委員 そうすると、奄美大島に具体的に進出を予定している計画については、今後この全体の中での取り扱いでどういふ位置づけをされるのか、その点について伺ひたいと思ひます。

○松村説明員 先生御質問の東亜燃料工業の奄美大島への進出計画でございますが、この件につきましては、まだ私どものほうに具体的な設備許可申請というものはいただいてないわけでございます。

ます。聞くところによりますと、その完成の会社側の目標が五十四年ないし五十五年というだいたい先のことです。それから、あと数年の後にそういった申請が出てくるというふうに予想いたしております。

○保岡委員 この枝久手島の石油の進出計画は、枝久手島という島と本島との間の浅い海峡を埋めて立ててそこに立地する計画のようです。そういった意味から、実際に通産省のほうで建設の許可をする際、埋め立ての時点、許可をしてから埋め立てさせるのか、あるいは埋め立ててから許可の申請を会社が求めるのか、その辺の関係を伺いたいと思います。

○松村説明員 特にその点のはっきりした定めはございませんけれども、一般的にいまして、私どもが石油精製工場の許可をする場合には、土地の入手が確定であることというのが一つの条件になっているわけでございます。したがって、一般的に申しますと、たとえば鹿島なら鹿島コンビナートの中で一つの企業が土地の入手のお約束ができていくということが先にございまして、そのあとで設備許可の申請が出てくる、こういった順序になるわけでございます。

○保岡委員 そこで、奄美大島のこれからの振興開発との関係について伺いたいたいのでありますけれども、先ほどもお話ししましたとおり、この計画は、去年の二月一日に地元計画が明らかにされて以来一年を経過しているわけでありまして、ところが、先ほど話したとおり、奄美大島のほとんど多くの人が、奄美大島に工業を興して所得をふやすということはどうしても必要だ。また石油精製の必要も、これも国民的要望であるということも十分わかっていくわけでありまして、やはり自然環境との調和がはんとするにできるかどうか、その点について真剣な検討を抜きにしては、うっかりこの計画を受け入れてはならないのではないだろうか、積極的に反対している人もあるいは積極的に反対をしていない人も、ほとんど多くの人がそういう懸念を持っておられるのが実情じゃないかと思うのです。そういった意味でその認識自体は正しいと思うのですが、実際の賛否両論のあり方というものは、検討を抜きに、ただ絶対に反対だという一方の動きと、絶対に賛成で一日でも早く何が何でも誘致しなければならぬ、過疎を解消する希望というものが行き過ぎて、両方で検討が冷静になされない状況で、抗争が物理的なものにならざるを得ない状況で、これはどうして避けなければならぬと思うわけでありまして、そういった中で、そういう真剣に考えている人たちの間に、企業ベースで実績をどんどん重ねて計画が具体化していくのはどうも適切でない。やはりこれだけ残された自然で、開発の基本にもなっている自然を守る、それをもとに開発するというのが特殊事情にある奄美大島であるから、国もほんとうに責任をもって検討の資料を入手して、ある程度客観的な判断材料、たとえば海流調査だとかあるいは気象条件の調査だとか、油の海水汚染あるいは事故による油の流出等のサンゴ礁に対する影響であるとか、そういったものについて基本的な調査を企業に先行してやって、その間ある程度の期間、奄美大島の人々自身がこの問題について十分検討する期間がほしいんだという希望があるわけなんです。

そこで、通常であれば企業がまず立地調査、そういった環境条件の調査をした上で国や県がチェックするというのが基本であると思っておりますけれども、もし奄美大島に立地をすることをすれば、全く無公害の製油所であつて、他の地域のモデルになるような性質のものであることが保証される必要等から、国もこういった要望には十分配慮をして、事前調査に協力する等の必要もあるのではないかと、この点について伺いたいと思っております。

○松村説明員 先生いま御指摘のとおり、一つの企業あるいは数個の企業が進出したします場合には、これは政府全体の一つの基本的な考え方であ

ろうと思っておりますが、企業責任と申しますか、それらの進出する地域における環境アセスメントは当該企業が当然責任をもってやるべきであるという一つの考え方があるわけでございます。と同時に、やはり国といたしましてはそれらの地域について、大気汚染あるいは水質汚染あるいは生態学的な影響というもののについての客観的な一つの調査というものをやる、これも一つの国としての責任でございます。通産省は昭和四十年から、いま先生からもお話しされました産業公害総合事前調査というものを大気汚染及び水質汚染について行なっているところでございます。ただ、現在までのところ、これらの事前調査といふものは大規模コンビナート地域を対象といたしております。これはやはりそれらの電力会社が自分の費用で調査をする。その場合に、第三者のあるいは地元の方々から見ても、企業の行なつた調査についての若干信用度合いといふことが、そういったこともあるわけでございますが、一つの考え方としては、企業が費用を持しまして、負担いたしました。第三者にこの調査を委託するといったような、そういう責任の持てるあるいは信用のある、技術的にも高度な調査機関というものがあつた場合には、そういう第三者調査ということも一つ考えられるわけでございます。

それで、いま先生お話しになったこれらの地域に、たとえば奄美なら奄美といったような一つの地域に、一企業が、単独企業が進出するわけでございますけれども、こういったところで調査を企業が行なう、あるいは地元の県が行なうといったような場合に、通産省がこれまで事前調査で行なつてまいりました一つの技術あるいはシステムといったようなものを提供すると申しますか、つまり協力するということについては、これは十分考えられるところでございまして、また地元の県の方の御意思等も伺ひまして検討したい、そういうふうに考えております。

○保岡委員 その点について環境庁にも簡単に

答えをいただきたいと思ひます。

○山村説明員 ただいま通産省のほうから申されたように、原則的なたてまえとして、企業が、立地することによって環境の水質なり生態にどういった影響があるかということを調査をいたしまして、県、国がこれをチェックしていくというたてまえになつておるわけでございます。その過程において、国がすでに持つておる情報あるいは県が持つておる知識といったものを提供しながら指導をしていくということに相なつておるわけでございます。たてまえとしてはそのとおりでございます。本件につきましても、なお十分時間的な余裕がございまして、先ほど自治省のほうからも御指摘がありましたように、自然を生かした開発でありますとか、自然環境の調和のとれた開発という観点から十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○保岡委員 おそらく環境庁としても、大規模プロジェクトのような場合にはアセスメント、事前調査もあり得るけれども、個々の企業についてはその企業調査を先行させるのが原則であるというお答えだろふと思うのでありますけれども、先ほどお話ししましたように、やはりこの地域は特に自然が美しいというわけでありまして、順次行なわれるにしても、行く行く五十万バレルを予定している以上、これは現在では東洋一の規模であるというふうに聞いておりますが、そういう大きな計画であれば、その原則を、大規模プロジェクトに準じて、もし地元にもその必要性があつて、しかも県が相談をして、県が事前にそういった海洋学的な基礎調査というものをやる必要性を認めて相談があつた場合については、環境庁でも、先ほど通産省がお答えのように、積極的に公害防止の立場からこれを御検討いただけるか、そこを伺ひたいと思ひます。

○山村説明員 過去におけるいろいろなアセスメントの経緯から申しても、まだまだアセスメント指導については知識は十分ではございませんけ

りますが、奄美群島から本土への野菜輸送につきましては、これは鹿児島県におきまして四十九年度の事業で、輸送手段、荷役施設等の合理化のため、調査を行なうことになっておりますので、この調査の結果を得まして、私のほうでその後の事業につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○保岡委員　畜産のほうはいかがでございますしようか。

○白根説明員　畜産関係でございます。

実は率直に申しまして、現在奄美の肉牛がおもに内地のほうに送り出されておる例で、先生の御質問もおもにその関係に集中するのではなからう

は苦慮いたしておる点でございます。この点は何とか合理化を進めていかなければならない。しかしながら、現在のところ各島で見ました場合に、一日の出荷頭数が、たとえて申しますと大きいので七頭程度という状況にある。このようなものをどのようにして効率的にしていこうかという点、おのずから現状では残念ながら限界のある点を否定できないわけでございます。私どもといたしましては、この点はこのような面の合理化も逐次はかると同時に、基本的にはやはり生産の規模を大きくしていかなければならないのではなからうかというふうな考え方を持っております。

特に肉用牛につきましては、この島々が象徴的に非常に温暖であるという点、あるいは牛肉需要そのものの将来の展望というのはいささか堅調なものが期待されるという現状にあるわけでございます。そういう立地条件、あるいは先ほどお話の出荷したサトウキビとの結びつきの問題、たとえば槽頭部、茎葉等の活用というふうな問題で、農家経済にびつたり合った肉牛飼養に持っていく方法、それから現在のところ、一戸当たりでございますが、三頭弱というふうな小さな規模という、そういう状態にあるものを規模をふやしていくというふうな、数多くの問題があるわけでございますが、もとに戻りまして、自然的な条件に恵まれておる、こういう点は大いに今後活用いたしまして、特に肉用牛の産地形成を目ざしていくことがこの島々には重要ではないかというふうに考えておるわけでございます。

そのような点につきまして、県庁、鹿児島県、あるいは御検討いただいております。私どもも十分にそこいらの詰りやあ、お話を承りながら、タイムリーな行政運用ができれば、今後一そうとめていきたいと思います。かたがた、御質問のございました流通関係もそれらと並行して、その改善をはかっていくというふうな考え方で臨みたい、こういう考え方でおります。

○保岡委員 いろいろ困難な点が多いことはよく承知しておりますが、ひとつよろしくお願いいたします。

それから最後に、漁業について伺いたいと思いますが、従来、奄美大島は亜熱帯の海洋に囲まれておりまして、水産業が盛んなのではないかと、うふうな印象を持っておられる方が多いのでありますが、まあ非常に小さい、幅一メートル、縦三メートルから四メートルぐらいのくり舟で部落の何人かが操業するという、非常に自給的な漁業といふことで、いわゆる産業といえない程度の非常に小さい規模のものが多くわけでございます。そういったことから、鹿児島県本土、全国に比べまして収穫量というものが圧倒的に少ないという点があるわけでありまして、今後この水産資源を生かして、規模の大きいいわゆる漁業のみにしてやれば、奄美大島の所得構造に相当貢献するのではないかとと思われるわけでありまして、そのために漁業構造改善事業というものが大きな役割を果たすと思うのですが、その点について施策を伺っておきたいと思っております。

○渡辺説明員 お答えいたします。

先生御指摘のように、奄美群島におきまして漁業は、カツオだとか、瀬につきます各種の魚をつります一本づつ漁業が主体でございます。四千トン程度の水揚げを毎年やっております。四トン程度、それに若干の養殖経営等があるわけでございますが、全体といたしまして、四十六年度で生産額は約十一億円というふうな程度と聞いております。

従来、同群島における水産の振興につきましては、奄美群島振興事業の一環として、昭和三十九年以降、漁港だとか各種の共同利用施設の設置について国庫助成をいたしましたわけでございますけれども、四十九年度からも、漁港、それから海岸保全事業等について、従来に引き続いて奄美群島振興開発計画の一環として国庫助成を続けることにしております。ほか、共同利用施設の設置とか漁場の改良とか申します沿岸漁業の構造改善事業

につきましては、全国計画的に地域指定をやっております関係上、奄美群島はまだ現実のところ指定になっておりません。しかし五十年もしくは五十一年には、これは県とも御相談が必要でございますけれども、その両年度のいずれかの年度には指定が可能かと思っております。その指定を早急にやりました後、冷蔵庫だとか荷さばき所だとかいうような、各種の共同利用施設の設置につきまして本格的な助成を行なうてまいりたいと考えております次第でございます。

○保岡委員 五十年か五十一年というところでございますけれども、できるだけ早くお願いをしたいと思っております。

それともう一つ、こまかい問題であります。漁船貸与の事業というものがあろうとありますが、この点について地元では非常に期待が大きいようなのであります。その制度がどのようなように今後奄美に適用になっていくか、その点についてちょっと伺っておきたいと思っております。

○芝田説明員 お答え申し上げます。

現在水産庁のほうで行なっております漁船貸与事業といふのは、四十八年度から五十年間実験事業として行なうものでございまして、一県当たり年間一億五千万円の経費で、県漁連が事業主体になりまして沿岸漁船を建造して沿岸漁業者にリースしようという制度でございます。この実験事業が終了いたしました段階においてその実験事業の成果を見て、今後いかにこのリース制度を水産業に導入したいかというのはその時点で考えてまいりたいと思っております。

○保岡委員 実験段階であるということで、その期間も五年ということになりますからたいへん長いわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように、おくれにいたしては申しあげておられるわけなので、鋭意奄美にも、この実験の段階でもけっこうですが、できるだけ早い機会にお願いを申し上げたいと思っております。

それからもう一つ、これだけたいへん可能性のある漁場でありましても、具体的にどういう

魚などの程度とれる可能性があるかという漁業調査というものがほとんどなされておらない。資料がないわけなんです。そこで県でもおやりになる意向があるらしいのですけれども、何しろ南西諸島という非常に広い地域にわたる調査であるだけに、県だけでもなかなかむずかしいものがあるわけなんです。そこで、この振興開発計画の一つの目玉にする意味でも、そういった漁場調査を徹底的にやっていたために国に助力をお願いする方法はないだろうかという地元の強い希望があるので、この点についていかがでございますか。

○榎本説明員 先生御指摘のとおり、まことに当然なことだと思っております。しかし国といたしましては、いわゆる沿岸漁場から遠洋漁場までの広範囲な海域、こういうところの漁場開発調査につきましては従来国としての調査研究ということで、広域に分布する重要水産資源の変動等、こういう基礎的なものについて重点的にやっておりますわけでございます。したがって、地域開発的な調査研究、こういう課題のようなものにつきましては都道府県において実施していただいております。こういうことで、その技術的並びに財政的な援助をしてやってきたわけでございます。したがって、この方向というものは今後においても変わらないと考えておるわけでございますけれども、御指摘のようないくつかの強い要望というところであれば、地元、県、こういうところとよく相談して善処すべく今後考えたいと思っております。

○保岡委員 時間もまいりましたのでこれで終わりますけれども、まだまだ聞き足りない点がたくさんありますので、また予算委員会等の分科会等において質問をさせていただきたいと思います。

それにしても、各省に今度新しく事業を移して、御専門の方々に施策を検討いただくわけでありましても、やはり実際に行かれてみた方が、奄美大島というところはこんなに大きいところであつたらうかとびっくりしておられる方が非常に多いのです。そして、あるいは専門的な観

点からお気づきの点を指摘されておられるようであり
あります。そういったことから、論より証拠、実
際に奄美大島を見ていただいて、あの美しい自然
環境の中の奄美をいかに今後国民経済や地元の発
展という点に関連させてやっていくか、非常に
おくれているだけにやりがいもあるわけござい
ますので、ぜひお力添えをいただきたい、そのよ
うに思います。今後ともよろしくお願い申し上げ
まして、私の質問を終わりたいと思います。あり
がとうございました。

午後四時二十二分散会

地方行政委員会議録第五号中正誤

ページ段行 誤

三二二 地方税源と

四二二 自転車

九一末四 ありますは

正

地方税源の

自転車

ありますが

昭和四十九年二月二十六日印刷

昭和四十九年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局